

令和8年度(10月から3月分)ペットボトル売却処分(単価契約)

仕様書

第1条(総則)

発注者及び受注者は、契約書記載の物件売却契約に関し、契約書に定めるもののほか、この契約に基づく仕様書に従い、法令等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

第2条(物品の引渡)

発注者は、次に挙げるところにより、受注者に物品を売り渡すものとする。

物品の種類：ペットボトル(ペール寸法 600×400×300mm)

受注者は、発注者から通知を受けたときは、物品引渡場所において引渡を受けるものとする。

第3条(代金の納入)

受注者は、引取った物品に係る売却代金を、発注者から送付される納入通知書の発行日から、原則として30日以内に納入するものとする。

第4条(遅滞利息)

受注者の責に帰すべき理由により、第3条の規定による売却代金の支払が遅れた場合においては、発注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項に規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

第5条(権利義務の譲渡禁止)

受注者は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し又は物品の引取を一括して第三者に請負わせ若しくは委任することができない。

ただし、発注者の書面による承認を得たときはこの限りでない。

第6条（契約の解除等）

発注者は、受注者が次の各号に該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- （1）この契約の条項に違反したとき。
- （2）この契約を完全に履行する見込がないと発注者が認めたとき。
- （3）引渡品について一般廃棄物に係る関係法令等に抵触したとき。
- （4）別紙特記仕様書に違反し不適正な処分を行った場合は、契約の解除とともに受注者の責任において引き渡し品の全量回収と無償返還を命ずることができる。

第7条（費用の分担）

物品の運搬に関する費用は受注者の負担とする。

第8条（契約単価）

契約期間中において契約単価の変更はしないものとする。

第9条（疑義等の解決）

この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上定めるものとする。

令和 8 年度(10 月から 3 月分)ペットボトル売却処分（単価契約）

特記仕様書

1. 売却物品名

ペットボトル圧縮成形品（ベール寸法 600×400×300mm）

リサイクルマーク付きの飲料・食料用のペットボトル（ガロンボトル含む）

2. 引渡予定数量

284, 500 kg

*収集量の変動に伴い増減するものとし、保証数量ではない。

3. 引渡場所

千葉県浦安市千鳥 15-2 浦安市クリーンセンター 再資源化施設

4. 引渡期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 物品引渡方法

(1) 引渡品搬出についての運搬車は市が指定した日の引渡品運搬時に持ち込むものとする。

(2) 引渡品運搬については受注者が自ら積込み及び搬出を行うこと。

(3) 引渡品の積込みには浦安市クリーンセンター所有のフォークリフトを使用することができる。

(4) 引渡品積込み及び搬出時間は、月曜日から金曜日は午前 9 時から正午、及び午後 1 時から午後 4 時まで、土曜日は午前 9 時から午前 11 時まで、とする。

*月曜日から金曜日の引渡品積込みは、午後 3 時までに着手すること。

(5) 空車及び積込みの車両は浦安市クリーンセンタートラックスケールでの計量を正とする。〔台貫寸法・・・縦 7.5m, 横 3m, 高さ 約 3.5m〕

(6) 引渡品搬出作業終了後には作業場を清掃すること。

(7) 月毎の資源ごみ買受月例報告書を、原則として翌月 5 日までに浦安市クリーンセンター長宛に提出すること。

(8) その他引渡品積込み及び搬出については市の指示に従うこと。

(9) 引渡品搬出用パレット、ストレッチフィルムは受注者側で準備すること。
なお、初回引渡品搬出用パレットを令和 8 年 9 月 25 日までにクリーンセ

ンターへ搬入すること。

6. 再生処理は、以下に示したいずれかの要件を満たす自社所有の施設で行うこと。

- (1) 引き渡したペットボトルからフレークまたはペレットというプラスチック原材料を得るための施設において、異物除去、破砕、洗浄、脱水、乾燥、その他の処理をする設備で構成された施設であること。
- (2) 引き渡したペットボトルからペットボトル等の原料となるポリエステル原料(ビスー2ーヒドロキシエチルテレフタレート、テレフタル酸ジメチル、テレフタル酸等をいう)を得るための施設において、異物の除去、洗浄、破砕、解重合、精製、重合、その他の処理をする施設であること。又はメカニカルリサイクル等によりこれと同等の製品が製造できると認められる施設であること。

7. 再商品化製品の利用先

フレーク、ペレット、ポリエステル原料に再商品化したあとの利用先は、国内のペットボトルその他のプラスチック製品、繊維製品等の製造事業者に限る。

8. 保管場所及び保管方法

- (1) 原料化設備と同一敷地内又は隣接する敷地に保管場所を確保していること。
- (2) 年間処理量の1/12以上を保管できるスペースを確保していること。
- (3) 保管場所はアスファルト又はコンクリート舗装であること。

9. 残渣の処分

関係法令等に抵触することなく適正に処分し、その減量化に努めること。

10. 輸出の禁止

再商品化の全工程を国内のみで行い、いかなる理由においても越境移動をしてはならない。

11. 契約の変更等

各条項及びその他について必要と思われる場合は協議の上変更することを可能とする。

12. 本契約限定事項

- (1) 正当な理由無き荷止めや意図的な引取り遅延を行ってはならない。
- (2) 途中解約及び再契約の申し入れは認めない。